

白川下流域の安心安全のために

住民向け立野ダム現地見学会

住民を対象にした立野ダム見学会を7月29日に行いました。見学会には事前に申し込みをした72人が参加しました。普段は入ることのできないダムの建設現場内の工事用仮設橋と、白川の水を迂回させる仮排水路トンネルの内部で工事概要の説明が国土交通省の職員から行われました。

起工式は8月5日に行われ、本格的なダム建設が始まりました。ダムの完成は2022年度末の予定です。



仮排水路トンネル内部の壁にプロジェクターで画像が映し出され、ダム工事の概要について説明が行われました

ボランティアで道路がきれいに

町建設業組合等社会貢献事業

町の大津建設業組合が主体となって、電気・機械設備組合、造園組合などの組合員約70人が集まり、町道や県道沿いの除草、街路樹の伐採作業ボランティアを8月8日に行いました。これは同組合の皆さんが町の皆さんのために毎年行っているものです。

道路沿いの高木のせん定、伐採など日ごろの管理ではできない場所が、高所作業車などを使ったボランティアの皆さんの手によって、きれいになりました。



早朝に全組合が集まり出発式が行われました。暑い中の作業ありがとうございました

災害に備え「一歩先」を考える

町民生委員児童委員協議会

地域住民の身近な相談相手として活動している民生委員・児童委員57人を対象に、防災に対する意識の向上を目的とした研修会を8月10日に行いました。会の中で、災害時の緊迫した状況を疑似体験ができる教材を使い、自助や共助を含めた、事前の防災の大切さについて考えを深めました。参加した人は「『避難勧告』の意味を理解できた」、「避難に対する考えが変わった」と話し、有意義な時間となりました。



実際に起こり得る災害時の2つの選択肢が示されている教材を前に、「災害時、自分ならどうするか」を議論する皆さん

かんがい農業の発展に貢献

上井手・下井手「世界かんがい施設遺産」に登録

国際かんがい排水委員会が8月14日に上井手頭取工、下井手頭取工を含む、白川流域かんがい用水群を「世界かんがい施設遺産」に登録しました。

これは、100年以上の歴史を持つかんがい施設の保全を目的に各地区からの申請を受けて登録しているものです。今回はおおきく土地改良区が所属する、黒川・白川河川流域水土里ネット連携協議会(熊本県)が申請した町の2施設を含む4施設が対象となっています。



上井手頭取工の近くにある瀬田神宮(瀬田)では毎年、桜が美しく咲き誇ります

大津町 ふるさと納税 お礼の品協力事業者募集

町ではふるさと納税をしていただいた人にお礼の品を贈呈しています。

町外の人へ町の魅力を発信し、産業の活性化に貢献するために、町の「特産品」協力事業者を募集します。

●申し込み・問い合わせ 役場総合政策課 企画政策係 ☎096(293)3118

販路拡大！
町のPRのために
お礼の品を出品しませんか？

ふるさと納税とは

平成20年から始まった個人住民税制度の一つで、納税する人が自由に納税する自治体を選び、「寄付」することができ、寄付した金額の一部が税額控除される制度です(制限や限度額があります)。

制度を利用した人は、寄付の金額によって寄付先の自治体からお礼の品などをもらうことができます。

大津町のふるさと納税

町のふるさと納税は、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を通じて行われています。平成29年度は1,614件、約1,900万円の寄付がありました(図参照)。

お礼の品を確認したい人は、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」で確認できます。

●「さとふるホームページ」インターネットで「さとふる」を検索するか、下のQRコードを利用してください。



【図】大津町のふるさと納税額



お礼の品協力事業者募集

町では、ふるさと納税で寄付をしてきた人へお礼の品(町特産品など)をお贈りしています。お礼の品は、町の魅力のPRだけでなく、販売機会の増加、販路拡大などを目的に現在約30種類登録されています。

さらに充実を図るため、特産品やサービスを提供していただける事業者を募集します。町と一緒に、自慢の商品でふるさと納税を拡大していきましょう。希望する事業者はお問い合わせください。 ※無償での商品の提供をお願いします(ではありません)。

対象要件(全て該当する必要があります)

- ① 本社または主たる事業所を町内に有する法人や個人事業所、その他団体であること
- ② 生産・製造・販売に関する法令などを順守していること
- ③ 町税の滞納がないこと
- ④ 代表者などが、暴力団による不当な行為の防止などに関する法律に掲げる暴力団の構成員などではないこと

お礼の品の要件

- ① 町の魅力を「体感できる」「懐かしんでもらえる」商品や町のPRにつながるものであること
- ② 町内で栽培・製造・加工・販売・サー

- ③ ビスなどがなされていること
- ④ 速やかに商品発送ができること。また、飲食物の場合は、原則寄付者に到着後、10日以上消費期限が保証されていること

協力事業者のメリット

- ① ふるさと納税業務委託業者「さとふる」が運営する納税サイトに、お礼の品(サービス)の画像、商品名、事業者名などが掲載されます。
- ② 町が作成するパンフレットなどにお礼の品(サービス)について掲載する場合があります。
- ③ お礼の品(サービス)の発送時に自社商品などのパンフレットを同封することができ、自社商品の販売促進につなげることができます。

寄付からお礼の品送付までの流れ

